

防犯対策の必要性と効果について(防犯設備設置に係る採点基準)

項目	審査の着目点	満点	点数	採点基準
1	<p>【利用者に対する支援の必要性】利用者の危機管理能力について(危険の認識能力・避難の困難度)</p> <p>(施設等の利用者は、)生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動をとることができるか。危険を認識する力や自力で避難できる力等を障害支援区分等を勘案して評価する。これらを行うことが困難な利用者が施設等の全利用者に占める割合等から、必要となる支援の困難度等を評価する。</p> <p>なお、必要となる支援には、身体的なものだけでなく、知的、精神的な障害によるものも含む。</p>	10		<p>障害支援区分(以下「区分」という。)等を勘案し、概ね次のように評価する。</p> <p>I 区分を一律に必要とするサービス (利用者の平均障害支援区分(少数点第2位未満切捨て) - 1) × 2 を獲得点数とする。</p> <p>II 障害支援区分を一律に必要としないサービス(障害児通所支援給付費、訓練等給付費) 次のとおり算定する。算出した値×2を獲得点数とする。</p> <p>防犯(不審者の侵入等)を想定し、生活の様々な場面において、危険や異常を認識し、安全な行動(避難等)をとることができるか、支援が必要かどうか。なお、安全な行動とは、避難が必要な場合に避難等を行うに当たり、支援が必要かどうかを確認するもので、不審者等から危害を加えられたり、追いかけられたりした際の対応能力を問うものではない。</p> <p>(1) 危険の認識が全くできず、かつ、安全な行動をとることもできない。危険認識の目的や内容を全く理解できていない。 (見守りや声かけ等の支援を除く全面的な支援が必要)</p> <p>(2) 危険認識の一部を自分で行えないため、部分的に支援(見守りや声かけ等の支援を除く)が必要な場合、又は、危険認識の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。</p> <p>(3) 何ら支援がなくても危険認識ができ、安全な行動をとることができる等、一連の行為の全てを自分で行うことができる。</p> <p>⇒全契約者に占める上記1、2、3それぞれの割合の内、最も割合の大きいものを選択し、その割合について次のとおり換算し、点数を決定する。</p> <p>⇒利用者のうち【(1)⇒100%=5/75%以上=4.5/50%以上=4/50%未満=3.5】【(2)⇒100%=3/75%以上=2.5/50%以上=2/50%未満=1.5】【(3)⇒50%未満=1/50%以上=0.5/75%以上=0】</p> <p>※点数のほか、利用者の障害特性等について、配慮する必要がある点、対策が必要な点(課題を含む)等があれば併せて記入すること。</p>
2	<p>【現在の取組みについての評価1(日常の取組)】</p> <p>日常の安全確保に関する取組について</p> <p>日常の安全確保に関する取組について</p>	5		<p>企图的な侵入を含めた様々なリスクに関する安全対策について日々の取組み状況の観点から評価する。施設として、職員が共通認識をもって、日々取り組めているかどうか。具体的には、防犯対策に関するマニュアルを定め、職員の共通理解を図っているかどうか。</p> <p>特に優れたマニュアルあり(5点)、施設に則したマニュアルあり(4点)、マニュアルあり(3点)、マニュアルはあるが課題あり(1~2点)、マニュアルなし0点</p> <p>※マニュアルは作成していないものの、今後、作成しようとしている場合は、作成の確実性から評価し、マニュアル化はされていないものの職員が共通して確認する文書等が作成されている場合はその内容に応じて評価する。</p> <p>※マニュアルの内容について、職員に十分周知できている場合0.5点を加点、周知が十分でない場合は0.5点を減点するか、マニュアルがない場合と同等の採点とする。</p> <p>※現在使用しているマニュアルを添付すること。</p>
3	<p>【現在の取組みに対する評価2(緊急時対応への準備)】</p> <p>不審者が立ち入った際の連絡通報体制、入所者の避難誘導の取組について</p>	5		<p>不審者情報を得た場合、又は、施設内に不審者が侵入した場合等の対応について、あらかじめマニュアル等を定めているか。そのマニュアルは、利用者の障害特性、施設の態様、周辺の環境等を踏まえたものになっているか。またマニュアルは、職員の共通理解が図れているか。</p> <p>特に優れたマニュアルあり(5点)、施設に則したマニュアルあり(4点)、マニュアルあり(3点)、マニュアルはあるが課題あり(1~2点)、マニュアルなし0点</p> <p>※マニュアルは作成していないものの今後作成しようとしている場合は、作成の確実性から評価し、マニュアル化はされていないものの職員が共通して確認する文書等が作成されている場合はその内容に応じて評価する。</p> <p>※マニュアルの内容について、職員に十分周知できている場合0.5点を加点、周知が十分でない場合は0.5点を減点するか、マニュアルがない場合と同等の採点とする。</p> <p>※現在使用しているマニュアルを添付すること。</p>
4	<p>【施設整備計画に対する評価】</p> <p>施設整備の必要性について</p>	5		<p>今後、施設が計画する防犯対策等の中で、補助金の交付を受けて強化しようとする防犯対策がどのように位置づけられ、その必要性がどの程度であるかについて評価する。また、計画する防犯対策等の有効性、課題の捉え方についても評価対象とする。</p> <p>必要性の高いものから順に必要性に応じて5点満点で採点する。必要性の判断に当たっては、今回の施設整備により、施設の捉える施設整備面での課題が、概ね全て解消される場合に限り5点とするものとし、施設整備自体に必要性が認められる場合であっても、当該施設整備により、安全面での課題の解消が見込まれない場合や課題の捉え方が不適切である場合には、その程度に応じて点数を減じるものとする。</p> <p>必要性が認められ、対策により安全性の確保が確実に見込まれる(5点)、必要性が認められ、対策に安全性の確保が概ね認められる(4点)、必要性が認められ、対策に安全性の確保が期待できるが、一部課題がある(3点)、必要性があまり認められない(1~2点)、必要性が認められない(0点)。なお、0点の場合は失格とする。</p> <p>※施設の課題の捉え方が不適切である場合、その程度により減点を行う。⇒例) 現実に則していない。優先度の高くない対策を優先して実施している。等</p> <p>※防犯上の課題、実施する防犯対策、期待される効果、整備後の課題(整備後になお存在する課題及び今回未着手で今後整備が必要であること)を全て記入すること。</p>
5	<p>【管理運用体制についての評価】</p> <p>施設整備後の防犯対策、安全管理の充実に向けた取組について(補助金により強化する施設設備と運営計画等は、適切かつ整合性のとれたものになっているか。)</p>	5		<p>施設整備により設置した設備等は、施設が計画する防犯対策等において、具体的な活用が見込まれるか。【管理運用体制についての評価】</p> <p>機器の設置等であれば、運用規程、見直し後の防犯マニュアルが適切に作成される必要がある。門扉、外構等の設置、修繕であれば、整備後にどのように防犯対策、緊急時の対応が変わるのか示されなければならない。</p> <p>※防犯カメラの設置に当たっては、岡山県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに定める防犯カメラ管理・運用規程が適切に作成されていないと認められる。参考例に記載されている事項が適切に網羅され、具体的な運用・活用が見込まれるものでなければならない。</p> <p>※人員配置等、管理体制も評価の対象である。</p> <p>※防犯カメラは、減価償却する固定資産としての耐用年数は6年と定められ、また、平均使用年数も長く5年程度と言われている。このため、5年間程度の取組の確実性等について評価する。</p> <p>優れている(5点)、やや優れている(4点)、普通である(3点)、若干の改善点がある(2点)、劣っている(1点)、大きく劣っている(0点)</p> <p>※カメラ等の設置が有効であっても、有効に活用する手立てが講じられない見込みがない場合や、施設整備後もなお、安全面での課題が残る場合は、その状況により評価する。</p> <p>※運営規程等必要な事項が網羅されている場合を3点とし、規程の実施見込が確実である場合に加点され、必要な事項が網羅されていない場合、実施見込が確実でない場合等には減点する。(各0.5点単位)。なお、整備後の運営が確認できない場合(運営規程が未提出等)は0点とし、失格とする。</p> <p>※防犯カメラの設置については、運営規程を必ず添付すること。(ガイドライン参考例を参照し、必要な事項は網羅されていないと認められない。)</p> <p>※その他の整備についても、同様の記述がなければならない。整備により、どのように防犯対策を講じていくか(運用面(人員、管理等)、活用面等)、また、整備により、現在の防犯対策やマニュアルをどう変えていくのか、どう変わるのか等、具体的に記載すること。(運用等は確実な実施が見込まれるものでなければならない。)</p>
	合計	30	0	